

技能検定3級実技試験受検手数料

		受検者の区分	手数料の額
1	①	在校生(法第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練を受けている者、法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練を受けている者(現に雇用されている者を除く。) 若しくは法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。第三項において同じ。)	12,100円
2	①	技能検定試験を実施する日の属する年度の四月一日(以下、「基準日」という。)において二十三歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者及び以下の3①②に該当する者を除く。)であつて技能検定受検申請日において雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者である者	9,200円
	②	基準日において二十三歳未満の者であつて、技能検定受検申請日において雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者でない者	13,700円
3	①	基準日において二十三歳未満の在校生(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)であつて、技能検定受検申請日において雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者である者	3,100円
	②	基準日において二十三歳未満の在校生(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)であつて、技能検定受検申請日において雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者でない者	7,600円